

(2026.4.1 改正)

重要事項説明書（短期入所・介護予防短期入所生活介護）

あなた（ご利用者）に対する短期入所生活介護サービス提供にあたり、介護保険法に関する平成11年3月31日厚生省令第39号（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準）第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	清仁会（せいじんかい）
法人種別	社会福祉法人
主たる事業所の所在地	茨城県龍ケ崎市大徳町字古川4965番地の1
代表者名	理事長 石川貴久
設立年月日	昭和55年8月1日
電話番号	0297-64-3234
ホームページアドレス	http://www.intio.or.jp/yasuragi/index.html

2. ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホームやすらぎの里
施設の所在地	茨城県龍ケ崎市大徳町字古川4965番地の1
施設長の氏名	施設長 石川純
電話番号	0297-64-3234
FAX番号	0297-64-3237

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	都道府県知事の指定		利用定員	龍ケ崎市基準該当サービス
	指定年月日	指定番号		
介護老人福祉施設（多床室）	R2.4.1	0870800067	50名	—
介護老人福祉施設（個室）	〃	0870800927	40名	—
短期入所（多床室・予防）	〃	0870800067	6名	—
短期入所（個室・予防）	〃	0870800927	10名	—
デイサービス	R2.4.1	0870800471	25名	—
〃	R5.4.1	〃	〃	予防事業・総合事業
居宅支援事業	R2.4.2	0870800109	135名	—

4. 運営の方針

運営の方針	<p>1 ご利用者に対する基本姿勢 ご利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスを提供してまいります。</p> <p>2 社会に対する基本姿勢 地域における様々な福祉課題、生活課題に主体的にかかわり、多様な関係機関や個人との連携・協働を図り、既存の制度では対応できない公益的な取り組みを推進してまいります。また、見える化を推進し、国民の信頼と協力を得るために、積極的な情報の発信に取り組んでまいります。</p> <p>3 福祉人材に対する基本姿勢 福祉サービスの継続と発展のために、職員処遇全般の向上、働き甲斐のある職場づくりに取り組んでまいります。</p> <p>4 マネジメントに対する基本姿勢 法令や社会のモラルを遵守し、公正かつ透明性の高い適正な運営を可能にする実効性のある組織体系を構築してまいります。</p>
-------	---

5. 施設の概要 やすらぎの里短期入所生活介護事業所

敷 地	4649.4 m ²	
建物	構造	鉄筋コンクリート造
	延床面積	4586.2 m ²
	利用定員	6人部屋多床室1室、ユニット個室10室

(1) 居室

居室の種類	室 数	面 積	1人あたり面積
6人部屋	1	36.4 m ²	6.1 m ²
個 室	10	140.0 m ²	14.0 m ²

(2) 主な設備

設備の種類	数	特色等
食 堂	1	10～20人でグループ分けされており、その各フロアで食事提供
機能訓練室	1	訓練室のほか、各グループフロアや居室内でも個別に実施

一般浴室	4	ご家庭で入っているような浴槽
機械浴室	特殊浴槽 1 台 中間浴槽 3 台	自分で身体が動かせない人のための 機械の浴槽
医務室	1	診療所にもなっている医務室
洗面所	各所	個室は各室、多床室はグループ各所
トイレ	グループ各所(ウォッシュレット設備の有)	手すりやナースコールが設置された トイレ
デイルーム	各所	グループ分けした各グループに有

6. 職員体制

従業者の 職種	員 数	区 分				常勤換 算後の 人員	指定基準	保有資 格
		常勤		非常勤				
		専 従	兼 務	専 従	兼 務			
施設長	1	1				1.0	(常勤)	
医師	1			1		0.1	必要な数 (非常勤可)	
生活相談員	2	1	1			1.0	入所者数が100またはその端数を増すごとに1以上 (常勤)	介護支援 専門員
介護職員	55	44	1	8		53.2	介護職員と看護職員の総数は、常勤換算方法で入所者の数が3またはその端数を増すごとに1以上。	介護福祉 士他
看護職員	9	2	1	5		6.9	1人以上は常勤 ③入所者50以上130未満…常勤換算方法で3以上	看護師他
栄養士	1	1				1.0	1以上	管理栄養 士
機能訓練指導員	1		1			1.0	1以上	看護師
介護支援専門員	1	1				1.0	1以上	介護支援 専門員

7. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休 暇
施設長（管理者）	9：00～18：00	施設ローテーション 勤務による
医師	月・水・金 13：00～16：00	
生活相談員	9：00～18：00	
介護職員	24時間2交代制（早・遅・夜勤）	
看護職員	9：00～18：00	
栄養士	9：00～18：00	
機能訓練指導員	9：00～18：00 *他にPTが毎月1回	
介護支援専門員	9：00～18：00	

8. 短期入所サービスの概要と利用料（法定代理受領を前提としています。）

(1) 介護保険給付によるサービス（別紙 料金表）

サービスの種別	内 容	自己負担額
排せつ	自立排せつ、時間排せつ、おむつ使用等、利用者の状況にあわせてお手伝いをします。	介護報酬の1割をお支払いただきます。（ご本人の収入により、2割、3割負担となる場合があります）
入浴・清拭	入浴日 月曜～土曜のうち週2回 入浴時間 13時～16時 入浴できない方はタオルで体をおふきします。	
離床	寝たきり防止のため、寝起きのお手伝いをします。	
着替え	毎朝夕の着替えのお手伝いをします。	
口腔ケア	口の中のケアのお手伝いをします。	
整容	身の回りのお手伝いをします。	
シーツ交換	シーツ交換は週1回行います。	
寝具の消毒	寝具は定期的に交換します。	
洗濯	長期利用の時は、衣類等の洗濯を行います。羊毛や貴重な衣類などは施設で洗濯できません。	
機能訓練	機能訓練指導員による機能訓練をあなたの状況にあわせて行います。	
健康管理	基本的には健康状態が悪い方の利用はできません。ただし、利用中に急に具合が悪くなったりした場合は、臨時に当施設の医務で診察します。	
娯楽等	カラオケ、ゲーム、ビデオ、レクレーションなどの娯楽設備を整えております。	
介護相談	入居者とその家族からのご相談に応じます。	

*このほか施設の状況により報酬加算が追加されます（別紙 料金表）

(2) 食事 (食費)

食事	食事時間 ・朝食 7時30分～8時30分まで ・昼食 11時30分～12時30分まで ・夕食 17時30分～18時30分まで 食事場所他 ・できるだけ起きてフロアで食べてもらいます。 ・献立表は、7日前までに掲示します。 ・食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください。 ・一食前までにキャンセルの連絡がない場合、キャンセル料が発生する場合があります。	負担額 (1食あたり) 朝 340円 昼 600円 夜 505円

	負担限度額
第1段階の方	300円
第2段階の方	600円
第3段階①の方	1,000円
第3段階②の方	1,300円
第4段階の方	1,445円
食費の負担限度額は本人及び世帯の収入により異なります。 ・第1段階 …生活保護受給者 ・第2段階 …本人の年金とその他合計所得金額が年額80万円以下、かつ、預貯金の合計が650万円(1,650万円)以下 ・第3段階①…本人の年金とその他合計所得金額が年額80万円超120万円以下、かつ、預貯金の合計が550万円(1,550万円)以下 ・第3段階②…本人の年金とその他合計所得金額が年額120万円超、かつ、預貯金の合計が500万円(1,500万円)以下 ・第4段階 …上記以外の方	

(3) 居室（居住費）

当施設には下記の種類の居室があります。

居室の種類	内 容
6人部屋	女性部屋で、6人1室となります
個室	個室には備付の洋服ダンス、洗面台があります

負担限度額

居室の種類	料 金			
6人部屋	第1段階	0円	第2段階	430円
	第3段階	430円	第4段階	915円
個室	第1段階	880円	第2段階	880円
	第3段階	1,370円	第4段階	1,810円

(4) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容	自己負担額
特別な食事	通常の食事以外に、お寿司やうなぎなどの特別な食事をご用意します。	通常の食費に追加料金が発生します
理髪・美容	週に1回、訪問理美容サービスがきます。	1,870円
電気製品使用料	テレビや電気毛布など、個人的に使用する電気製品の電気料です。	30円/日～
クラブ活動	当施設では、次のようなクラブ活動を行っております。参加は任意です。 ・音楽、工作、調理など	個別の費用が発生する場合、代金をご負担いただきます。
保健衛生品・日常生活品の購入代行	ご利用者様がご希望される歯ブラシ、衣類、保湿クリーム等の日常生活用品や保健衛生品について、ご家族様によるご持参が難しい場合は、事業所にて購入の代行を行います。	商品の代金及び職員が施設外で買い物をした場合は、購入代行費用として、1回あたり金500円をご負担いただきます。
介護機器等使用料	施設備付以外の福祉機器等を使用する使用料です。	実費をご負担いただきます。
付き添い費用	通院・入院・外出等の職員の付き添い ※基本的にはご家族にお願いしています。	5,000円/1回/人

送迎	身体の状態または地理的な条件等によって送迎を必要とするご利用者様につきましては、専用車両により送迎を行います。	通常の送迎範囲（龍ヶ崎市、稲敷市、利根町、河内町）を超えて送迎を行う場合、超えた地点から1kmあたり50円、費用がかかります。
その他	ご利用者様と協議の上決定します。	

(5) 利用料が減額となる制度

利用料が減額となる制度として下記の制度があります。	
各市町村	社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度

9. 苦情等申立窓口

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、当施設利用相談室（窓口担当者：短期入所主任 坂巻和樹、電話0297-64-3234）までお気軽にご相談ください。また、意見箱（施設入り口に設置）での受付もしておりますのでご利用ください。責任をもって調査、改善をさせていただきます。

10. 苦情相談

サービスに関する苦情等は、下記の苦情申出第三者委員・各市町村等でも受け付けておりますのでご利用下さい。

名 称	電話番号
第三者委員 橋本 ヨウ子	0297-62-7344
〃 高須 文江	0297-64-4485
龍ヶ崎市介護福祉課	0297-64-1111
利根町福祉課	0297-68-2211
河内町福祉課	0297-84-2111
稲敷市福祉課	0298-92-2000
茨城県国民健康保険団体連合会	029-301-1565

11. 協力医療機関・協力歯科医療機関

医療機関の名称	龍ヶ崎済生会病院	いしかわクリニック歯科
所在地	茨城県龍ヶ崎市中里 1-1	龍ヶ崎市大徳町 5353
電話番号	0297-63-7111	0297-62-0378

12.身体的拘束等の適正化

事業者は、利用者等の生命または身体を保護するため、次の必要な措置を講じます。

- (1) 事業者は、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行いません。
- (2) 身体的拘束等を行う場合は、その様態および時間、心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (3) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を、3か月に1回以上開催し、その結果を職員に周知します。
- (4) 委員会を通して、指針やマニュアルを整備し、また、定期的な研修を行います。

13.虐待防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待等の防止の為に、次の必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します。
責任者 併設する介護老人福祉施設に配置された生活相談員
責任者名 川村 尚史
- (2) 苦情解決体制を整備します。
- (3) 職員に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施します。
- (4) サービス提供中に、職員又は擁護者（現に擁護している家族等）に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町村等に報告します。

14.ハラスメント

職員がご利用者に対して行う次の行為、または、ご利用者が職員に対して行う同様の行為に関して、これを固く禁止しています。

- (1) 身体的暴力 … 身体的な力を使って危害を及ぼす行為
- (2) 精神的暴力 … 人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為
- (3) 性的暴力 … 性的誘い掛けや態度の要求、性的嫌がらせ等

15.事故発生時の対応について

サービス提供中に事故が発生した場合は、ご利用者のご家族、市町村及び利用者に係る居宅介護支援事業所等へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、事故発生の原因究明と予防の検討を行い、再発防止に努めます。事業者は、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償に応じます。

16. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「やすらぎの里施設防災マニュアル」に則り対応します。
近隣との協力関係	関区町内会（関消防団）と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。
平常時の訓練	別途定める「やすらぎの里消防計画」に則り、夜間及び昼間を想定した避難訓練を入所者の方も参加して実施します。
防災設備	スプリンクラー、非常階段、自動火災通報装置、誘導灯、防火扉、屋内消火栓、非常通報装置、非常用電源、ほかカーテン布団等は、防災性能のあるものを使用しています。

17. 事業継続計画（BCP）の作成

事業者は、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、火災、風水害、地震等の自然災害ならびに新型コロナウイルスなどの感染症に対処するための指針を策定し、事業継続に向けた計画（BCP）の策定、研修の実施、訓練を、年2回以上実施します。

また、法人内に対応する委員会を設置し、定期的な見直し等を行います。

18. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	面会時間 9時～17時 来訪者は面会時間を遵守し、事務所にある『施設訪問申込書』に記入してください。
外出	外出の際には、必ず外出先、日程等を記入していただきます。外出先で何かありましたらお知らせください。（具合が悪くなった、転んだ など）
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	基本的に施設内は禁煙です。飲酒はご相談ください。
迷惑行為等	騒音等、他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、他の入居者の許可なく、その居室等に立ち人らないようにしてください。
所持品の管理	貴重品等の持ち込みはなるべくご遠慮ください。紛失等に関して責任を持ってません。
現金等の管理	基本的に持ち込みはご遠慮ください。本人が所持している場合、紛失等に関して責任を持ってません。

宗教活動 ・ 政治活動	施設内での他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

*新型コロナウイルス感染対応中は、面会を中止している場合があります。

19.提供するサービスの第三者評価の実施状況について

当事業では、提供するサービスの第三者評価は実施していません。

私は、本書面に基づいて、担当職員（坂巻 和樹）から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

○サービスご利用者

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

○連帯保証人①

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

○連帯保証人②

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

○サービス事業者

所在地 茨城県龍ヶ崎市大徳町字古川 4965 番地の 1

名 称 社会福祉法人清仁会
特別養護老人ホームやすらぎの里
施設長 石川 純 (印)

○説明者

特別養護老人ホームやすらぎの里
短期入所生活介護事業所
主任 坂巻 和樹 (印)